

中国の手形交換制度

中国政法大学教授 趙 威

名古屋大学大学院法学研究科博士課程 李 偉群（訳）

目 次

- 一 中国手形交換の概述
- 二 同一都市内手形交換規則
- 三 全国隔地間手形交換規則（全国電子提携銀行制度）
- 四 手形交換規則と手形法

一 中国手形交換の概述

手形交換とは、一定の地域内にある若干の金融機関（通常は同一都市内の銀行である）が、相互に取り立てる手形を、一定の時間に特定の場所に集まって支払呈示の上交換し合い、資金決済を行う手形交換制度をいう。それは、手形の決済手続を簡素化する特殊な制度である。

手形交換の基本的方法は、手形呈示・交換の際、各交換参加銀行が受けるべき手形金額の合計額と支払うべき手形金額の合計額と差引して、決済する。決済は差額のみによって行なわれる。このような方法をとることにより、大量の現金の授受を回避し、手形取立の時間と費用を節約し、銀行の支払準備金を最小限に抑え、これにより手形による決済を簡素化することが可能になる。現在中国では、手形の支払はほとんど手形交換所を通じて実現されている。

1. 中国における手形交換所の沿革

中国手形交換の歴史を辿ると、一般に、清代の末期に遡ることができる。当時、個人銭庄（現代の銀行に相当する）の発展につれて、互いに手形決済の需要に基づいて各銭庄により手形交換所が設立された。その後、1890年に、上海で、「銭業匯画總會」が設立された。ここで手形交換が集中的に行われた。さらに、中華民国時期の1932年には、上海で「銀行業同業公会聯合準備委員会」が設立され、中国最初の手形交換所として、手形交換の業務に従事した。1945年には、上海で、統一的上海手形交換所が設立された。その時、手形交換所は、上海以外の武漢、広州、天津などの各都市に順次設立された。中華人民共和国成立後は、中央銀行である中国人民銀行が新し

い手形交換所を組織し、設立した¹。

2. 手形交換機関

現在、中国手形交換機関は、同一都市内の手形交換機関と隔地間の手形交換機関からなっている。同一都市内において手形交換業務に従事する機関は、中国人民銀行が各主要都市に設立した手形決済センター（1998年以前は手形交換所と呼ばれた）である。たとえば、1998年5月4日に設立された北京市手形決済センターは、北京市内における多くの銀行の手形交換業務に従事している。全国隔地間の手形交換機関は、中国人民銀行決済総合センター（原語：清算総中心）である。それは、1991年4月から稼動している全国電子提携銀行のシステムを利用して、全国隔地間の手形交換業務に従事している。上述した手形決済センターと決済総合センターはともに、中央銀行である中国人民銀行により設立され、中央銀行の附属組織として、商業銀行相互間の決済サービスを提供している。各都市の手形決済センターは、相互に隷属関係または制約関係が存在しない。現在では、各主要都市の手形決済センター以外にも、経済が発達し資金の授受が頻繁に行なわれている県でも、手形決済センターは設立されている。1998年以前には、同一都市内の手形交換センターにおける手形交換は手作業で行われていたが、現在は、電子計算機決済システムを利用して手形交換を行うのがほとんどである。目下、中国人民銀行決済総合センターは、隔地間の手形交換業務を行う全国唯一の機関であり、同機関は、金融通信衛星を利用して、全国電子提携銀行業務に従事している。現在、全国電子提携銀行に送受信できる銀行数は、1,072行あり、1万行以上の各商業銀行にネットワークが繋がっている。

3. 手形交換規則

手形交換規則には、同一都市内手形交換規則と隔地間手形交換規則とがある。中国では、中央銀行が制定した規則はなく、また、全国各地の同一都市内手形交換決済センターに同時に適用される規則もない。手形交換機関に適用される同一都市内手形交換規則は、各地の手形決済センターが、中国の「銀行法」、「手形法」、「支払決算弁法」等の法律・法規に基づいて、自ら制定している。

中国人民銀行決済総合センターは全国隔地間手形交換を行う唯一の機関であるため、同センターが制定した全国電子提携銀行規則は、隔地間の手形交換に参加する全国各地の銀行が守らなければならない共通規則になっている。

4. 手形交換参加者および代理交換に関する規定

各商業銀行は、いずれも中国人民銀行が当地に設立した手形決済センターに参加し、その加盟者となることができる。手形決済センターのすべての加盟者は、いずれも手形交換に直接参加す

ることができるため、手形決済センターの直接加盟者と呼ばれる。手形交換の範囲を拡大し、手形決済の効率を向上させるために、各主要都市の手形決済センターにおいても、加盟銀行がそれ以外の金融機関の委託を受けて交換することを認めている。たとえば、北京市証券会社は北京市工商銀行に手形交換専用口座を開設しており、北京市工商銀行は、北京市証券会社の委託を受けて代理交換を行っている。この状況の下では、北京市証券会社は間接的に手形交換に参加するから、手形決済センターの間接的な加盟者となるのである。

二 同一都市内手形交換規則

同一都市内手形交換規則の主な内容は、次の三つに分けられる。第一が、手形交換基本規則であり、第二が、手形交換の手続規則であり、第三が、処罰に関する規則である。

1. 手形交換基本規則

同一都市内における手形交換・決済業務は、各地の中国人民銀行分行(支店)の統一的な組織・指導・管理の下で、行われている。各地の手形決済センターは、各地の中国人民銀行分行の授權を受けて、手形交換・決済に関する日常業務および管理を行う責任を負う。

同一都市内手形交換に参加するすべての金融機関は、以下の条件を満たさなければならない。A、中国人民銀行から交付された「金融機関営業許可証」を所持して決済業務を行うこと。B、手形交換申請者は、中国人民銀行の当地分行に銀行口座を開設し、かつ「同一都市内手形交換参加申込書」に記入して、中国人民銀行当地分行に正式に申請しなければならない。同分行は、まず申請書を審査した後に、当該申請者の入場資格の認定を、手形決済センターに委任する。申請者が参加条件を満たしている場合には、申請者の交換番号および交換回数決定される。C、手形交換業務に従事する者は、一定の業務上の素養をもっている財務員でなければならない。D、交換銀行は、決済センターの事業発展に必要な費用および同センターから提供される各種金融サービスの料金を、期限までに手形決済センターに納付しなければならない。

交換回数と交換時間。手形交換に参加するすべての銀行は、手形を持参して、交換日の定刻までに手形決済センターの交換室に集まり、手形交換に参加しなければならない。交換は、銀行取引日に二回以上行われる。通常は、昼間と夕方に行われる。昼間の部の交換は、通常、午前11時に開場し、正午に入場を締め切る。受入手形の持ち帰り時間は、午後1時から1時30分までである。夕方の部の交換は、午後5時30分に開場し午後8時30分に入場を締め切る。受入

手形の持ち帰り時間は、翌日の午前6時30分から午前8時までである。

手形交換に持ち出す手形、証書とその封筒等は、中国人民銀行に指定されたまたは承認されたものでなければならない。

電子決済システムを通じて決済される各種の証券（原語：憑証）とその封筒およびコントロールカード（原語：控制）は、当地の中国人民銀行分行が統一的に作製し印刷したものでなければならない。手形交換に参加する機関は、定められた一定の書式に従って、手形に電磁番号を、はっきりと正確に付さなければならない。

各手形交換銀行は、手形を折り畳まないこと、電磁番号を塗りつぶさないこと、手形の電磁番号の箇所に印鑑を押さないことなど、取引先に厳格な要求をしなければならない。また、決済センターに提出する手形に虫ピンやホッチキス針やクリップ等の金属類を混入させてはならない。各手形交換銀行の交換戻は、交換回数ごとに、かつ中国人民銀行における各手形交換銀行の準備金口座によって決済されなければならない。交換戻の即時決済を保証するために、各参加銀行は、中国銀行の準備金口座に準備金を積んでおかななければならない。

同一都市内の手形交換・決済参加機関は、以下の各種事業費を納付しなければならない。

- A 入場料。各地の中国人民銀行分行から交付された手形交換番号をもっているすべての機関は、年度ごとに、入場料を決済センターに納付しなければならない。
- B 決済サービス料。すべての手形交換参加機関は、交換に出す手形、証書の交換高に応じて、規定に従い、決済センターに決済サービス料を納付しなければならない。
- C 手形の受領拒否に伴う手数料。手形交換参加機関による電磁番号の打ち間違い、手形の折畳みなどが原因で、電子計算機が手形を受け付けないとき、決済センターは、受領が拒否された手形数に応じて、持出機関から手数料を受け取ることができる。

2. 手形交換の手続規則

持出銀行の手続

- A 持出銀行は、顧客から受け取った他行の手形を、関係規則に従い審査し、手形上に交換印を押し、電磁番号を付さなければならない。
- B 持出銀行は、電磁番号刻印機を用いて持出手形番号を刻印するに際し、一束の手形の合計金額をコンピューターに入力し、また、入力したデータが手形枚数、金額と一致するかどうか点検しなければならない。
- C コントロールカードの作成。交換枚数の多量の銀行が、一定数量の手形に付けた電磁番号ごとに、コントロールカードを作成しなければならない。すべての持出手形は、コントロールカー

ドによって順番に配列されている。手形が混入することを避けるためである。

D 持出手形総数カードの作成。持出銀行は、交換に持ち出すべき全ての手形に、電磁番号を付け、さらに、グループによってコントロールカードを作成した後、持出手形総数カードを作成しなければならない。

E 持出銀行の交換員は、交換手形を決済センターに送付しなければならない。

決済センターの手続

A 交換手形の受取り。決済センターは、持出銀行から送付されてきた交換手形を受領するに際し、手形受領者は、以下の内容について、真剣に審査しなければならない。a. 持出銀行から提出された手形が、規定による順序に配列、梱包されているか否かを、審査する。b. コントロールカードに記載された計数通り手形があるか否か、手形の枚数点検によって確認する。c. 持出手形総数カードに記載された数字通り手形枚数・金額があるか否か点検する。いずれかに問題があれば、決済センターは持出手形を持出銀行に返還することができる。

B 電子決済。交換銀行の持出手形の未収総金額と受入手形の未払総金額との差額（交換尻）は、電子計算機決済システムを通じて自動的に算出される。決済センターは、その差額によって差額決済書を作成し、証印の上、交換銀行に渡す。交換銀行がこれをもって中国人民銀行における預金準備金口座により、差額を決済する。

受入銀行の手続

A 受入銀行交換員は、各銀行から受け取った手形数を点検し、混入手形の有無を調べる。誤りがなければ、受入銀行が対照受取書一枚目に印を押して決済センターに交付し、対照受取書の二枚目と受取手形およびその各種報告書を自己銀行に持ち帰る。

B 受入銀行の財務員は、受け入れた手形について、手形枚数、金額は合計枚数、合計金額と一致するかどうかを審査し、あわせて、混入手形の有無を調べる。

誤りに対する処理手続

A 誤りに対する持出銀行の処理手続。a. 小切手に電磁番号を付け間違えたときは、持出銀行が当該小切手の内容に基づき、電子決済専用封筒の表に正しい電磁番号を付けた後、交換に出す。b. コントロールカードが作成された場合、手形の中に誤りを発見すれば、持出銀行は手形の電磁番号とともにコントロールカードも修正しなければならない。c. 持出手形総数カードが作成された場合、当該交換回数に提出した交換手形の中に誤りを発見すれば、持出銀行は手形の電磁番号、コントロールカード、持出手形総数カードを全て修正しなければならない。

B 誤りに対する決済センターの処理手続。a. 持出銀行から提出された手形に誤りがあるため、決

済センターの帳簿が一致しなかった場合、決済センターは当該銀行のコントロールカードと持出手形総数カードを変更する権利を有する。b. 決済センターによる持出手形総数カードの修正に間違いがあるため、元の持出銀行の会計取引と一致しなかった場合、決済センターはそれを元の持出銀行に通知する責任を負い、かつ、速やかにそれを処置しなければならない。

- C 誤りに対する受入銀行の処理手続。支払いに応じ難い交換手形であることを発見した場合には、受入銀行はそれぞれの手形の返還原因によって処理する。a. 手形自体の原因により生じた手形返還の場合には、受入銀行は、手形の返還理由書に記入し、手形の内容に基づいて電子決済専用封筒の表に電磁番号を付した後、手形を返還理由書と一緒に封筒に逆向きに入れて、逆交換を通じて持出銀行に返還する。b. 手形自体の原因によらずに生じた手形返還の場合、たとえば、総金額に誤りがある、電磁番号に誤りがある、受けるべき手形を受け取ってない等の場合には、受入銀行は、速やかにそれを決済センターと持出銀行とに通知する。また、決済センターの確認後、受入銀行は決済センターの指示にしたがってそれを取り扱う。c. 総数不一致の場合。受入報告書が付属文書の手形枚数や金額と一致しないことを発見した場合には、受入銀行は、速やかにそれを持出銀行に通知する。受入銀行・持出銀行双方は、当日所定の返還時間内にその解決方法を協議し、かつその解決方法を決済センターに報告する。決済センターの同意を得たうえで、帳簿に記入するかまたは手形を返還するかのを決定する。

3. 規則違反に対する処罰

過料

- A 持出手形の中に虫ピンやクリップやホッチキス針等の金属類が混入している場合には、5 千円以上 1 万円以下の賠償が課される。こうした金属類の混入またはその他の不注意により電子決済システムが壊され、経済損失が 1 万円以上にのぼる場合には、持出銀行がその超過部分の損失を別に賠償する。
- B 手形が実際には電子決済専用封筒の中に入っていないとか封筒の表の金額欄に記入した金額と実際の手形金額とが一致しない場合には、その都度 100 円以上 200 円以下の過料に科される。
- C 受入銀行が受入手形を速やかに照合しない場合、または誤りを発見しても速やかに決済センターに通知しないために様々な問題が生じた場合には、千円以上 2 千円以下の過料が科される。
- D 電磁番号を遺漏したり、電磁番号の上に印章やスタンプ・インキを押ししたりまたは手形を折り畳んだり、定めに従って手形を電子専用封筒に入れないと、コンピューターは認識できなくなる。決済センターは、このことを確認した上で 50 円以上 100 円以下の過料を持出銀行に科す。
- E その他の過誤により、決済センターの計算が正しくできなくなる場合には、決済センターがそ

の事情に応じて過料を科す。

通報

- A 定められた時間までに手形の持ち出または手形の受け入れをしないとき
- B 同一都市内手形電子清算専用証書、証憑を使用しないとき
- C 交換員が決済センターの関係規定を遵守しないとき
- D 三回以上同じ誤りを犯すとき

手形交換業務の一時停止

交換銀行が規則に違反する行為を決済センターに何回も是正するように求められたにもかかわらず、なお上述の規則違反行為を繰り返すとき、決済センターは、中国人民銀行当地分行の同意を得たうえで、当該交換銀行に対して一時手形交換業務の停止処分を科す権利を有する。

三 全国隔地間手形交換規則（全国電子提携銀行制度）

1. 全国隔地間手形交換規則の基本原則

全国電子連携銀行決済システムとは、隔地間の手形交換・決済を電子提携の番号を持っている銀行と銀行の間でインターネットにより行うことである。

電子提携銀行の基本的な方法。資金管理強化や資金移転の迅速化や提携銀行への厳格な監督や業務手続の簡素化等の原則に基づいて、電子提携銀行は、各支店に対して、本店に直属して縦割り管理体制をとり、手形を随時に受取り・発送し、同時に帳簿を照合し、毎日締切りを行ない、貯金と借入金の状況を明らかにするという方法をとっている。

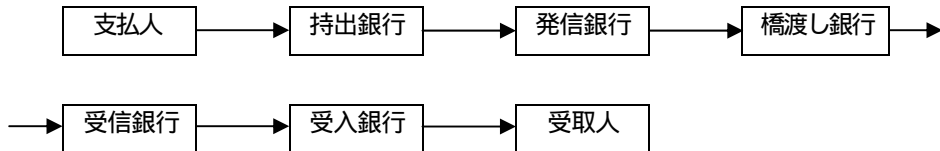
電子提携銀行システムでは、中国人民銀行総行（本店）に資金決済センター本部が設立され、各主要都市に決済センター支部が設立される。各支部は提携銀行から受理した手形を直ちに本部に発送し、本部が各支部間の手形交換の橋渡し業務（原語：転収転発）を担当する。そのため、各支部の間では横の関係が生じない。毎日営業終了の際、本部と各支部との間に手形数、金額を照合する。すべてが正確に行われると、当日の電子提携銀行の会計取引を締め切る。

支払いを取り扱う銀行を電子発信銀行と呼び、受取りを取り扱う銀行を電子受信銀行と呼ぶ。また、決済センター本部を提携銀行の橋渡し銀行と呼んでいる。

手形交換業務を受理する各金融機関中では、手形を出す銀行を持出銀行といい、手形を受け入れる銀行を受入銀行という。交換尻の決済は、中国人民銀行決済センター本部によって直ちに

行なわれる。すなわち、手形交換が資金決済と同時に行われる。

中国人民銀行決済センター本部と各支部、送・受信銀行、持出・受入銀行との関係については、次の表を参照されたい。



支出人：西安製薬廠

持出銀行：西安建設銀行営業部

発信銀行：中国人民銀行西安分行決済センター支部

橋渡し銀行：中国人民銀行決済センター本部

受信銀行：中国人民銀行広州分行決済センター支部

受取銀行：広州工商銀行営業部

受取人：広州発電廠

2. 持出銀行・発信銀行の手続

持出銀行は取引先（顧客）から受け入れた交換手形を、一定の規則にもとづき審査した上で発信銀行に差し出す。

発信銀行は持出銀行から受け取った交換手形を審査し、誤りがなければ、橋渡し銀行に発信する。

発信銀行がコンピューターに入力した支払情報をインターネットで橋渡し銀行に送信し、また、橋渡し銀行が返信した領収情報に従ってコンピューターで発信済の支払いと受取りの業務の数および金額を順次に集計する。

一日の営業終了後、発信銀行はその日の支払総数、総額と橋渡し銀行の受取総数・総額を照合する。発信銀行は橋渡し銀行から帳簿照合は正確との領収情報を受け取った後、直ちに電子提携銀行支払日計表を作成する。

その日の帳簿が不正確である場合、発信銀行は電話で橋渡し銀行に連絡し、自主的に帳簿を照合しなければならない。発信銀行が努力したにもかかわらず、その帳簿が依然として不正確であれば、日計表に未照合数字を手で記載し、翌日橋渡し銀行と帳簿を突き合わせた後に、元の日計表の備考欄に照合の日付を注記する。

当日回線が不通になったり、設備が故障したりするため、発信銀行がコンピューターに入力し

た支払情報を橋渡し銀行に送信できない場合は、それを当日残高として電子提携銀行支払科目の中に保存し、翌日、橋渡し銀行に送信する。

3. 橋渡し銀行の手続

橋渡し銀行は、発信銀行から受け取った支払情報を審査し、誤りがなければ、発信銀行に領収情報を送信する。それから、橋渡し銀行は、支払いおよび受取業務数及び金額の合計数を順次に受信銀行に送信し、さらに、受信銀行から返信された領収内容を検証する。

一日の業務終了後、橋渡し銀行は支払い・受取りを通じて発信銀行、受信銀行の帳簿を対照した後、電子提携銀行支払い・受取平衡表を作成する。

当日、一定の原因で橋渡し銀行が発信銀行から受け取った支払情報を受信銀行に送信できない場合、橋渡し銀行は過渡的にそれを特別口座に入れることとし、年末決算日にその特別口座の残高を締め切らなければならない。

支払い・受取帳簿に記載した残額について、橋渡し銀行は、毎月ファックスまたは帳簿照合表の郵送の方式をもって各発信銀行、受信銀行と照合を行ない、誤りがあれば、すぐそれを改める。

4. 受信銀行・受取銀行の手続き

受信銀行が橋渡し銀行から受け取った受取情報を審査した後、誤りがなければ、橋渡し銀行に領収情報を送信する。

一日の業務終了後、受信銀行はその日の受取総数、総額と橋渡し銀行の支払総数・総額を照合する。そして、受信銀行はその日に受け取った手形数と金額を集計し、電子提携銀行受取日計表を作成する。

その日の帳簿が不正確である場合、受信銀行は電話で橋渡し銀行と連絡し、自主的に帳簿を照合しなければならない。受信銀行が努力したにもかかわらず、その帳簿が依然として不正確であれば、日計表に未照合数字を手で記載する。翌日橋渡し銀行と帳簿を突き合わせた後、元の日計表の備考欄に照合の日付を注記する。

受取銀行は受信銀行から受け取った電子提携銀行受取情報を審査した後、誤りがなければ、顧客（受取人）の口座に記入する。

四 手形交換規則と手形法

手形交換は、銀行が手形を取扱い、手形決済の手續を簡素化するために創設された特殊な制度であり、決して手形法に定められた制度ではない。手形交換規則の大部分は、手形交換所の自主的な規則または主管官庁である中央銀行の規則に定められており、手形法には、一般的には、手形交換に関する定めが置かれていない。ただ、手形交換に関わる問題について相応した規定が定められているに過ぎない。手形法の手形交換に関する規定は、主として以下の二つの点で表れる。

1. 手形交換と手形呈示との関係

実際上の手形取引においては、ほぼすべての手形が銀行を通じた手形交換により決済されている。手形の提示は、銀行が手形交換所において交換の呈示をなすという形で表れる場合が多く、手形の所持人が直接支払人に支払呈示することは、きわめて稀である。「中華人民共和国手形法」第53条第3項は、「手形所持人が、取立委託銀行または手形交換システムを通じて支払人に対してなした支払呈示は、これを手形所持人による支払呈示とみなす」と規定している。

2. 手形交換と手形受取署名・回収との関係

手形は完全な有価証券である。手形上の権利は証券に完全に結合されている。したがって、手形の支払人は、支払をなすにあたり、その所持人に対し、手形金額を受領したことを手形上に明確に記載することを要求すべきである。その上で、手形の所持人は当該手形をその支払人に交付しなければならない。「中華人民共和国手形法」第55条第1項は、「手形の所持人が、手形の支払いを受領するときは、手形に受取署名をし、かつその支払人にこれを交付しなければならない」と定めている。手形は、その支払人が支払いをなすと同時に、手形所持人が手形に受取署名をした上でその支払人に交付しなければならない。通常、これは手形の「受戻証券性」といわれる。手形の受取署名・回収は、重要な意味をもつ。手形自体からいえば、その所持人に受取署名されると、手形は、当然に有価証券としての性質を失って一般的な証拠証券に戻り、再び有価証券としての効力は生じない。また、手形の支払人が支払済手形を回収すれば、現実の占有により、当然に再度の手形流通を防止することができる。仮に手形金を支払ったが手形の所持人の受取署名がなく、手形の回収もしていなかったとすると、再度の手形流通の問題が生ずる可能性がある。とりわけ、支払済の手形が善意・無重過失の取得者の手の中に入れば、善意取得が成立する可能性があり、かつ支払人に支払請求がなされれば、支払人は支払いをなす義務を有する。したがって、手形金の支払をなすにあたり、手形の受取署名・回収は極めて重要で、そうでなければ、支払人が二重払いをする可能性が生じる。

手形決済センターにおいて手形の決済を行なう際、手形交換の手続きに従って、その所持人が手形上に受取署名するのは通常不可能である。ただ、手形上に相応の交換印を押捺するにすぎない。このような状況下においては、手形交換手続によりを通じて支払いを受けるとき、その押捺をもって手形額の記載の代わりとすることができる。それゆえ、「中華人民共和国手形法」第55条第2項は、「手形の所持人が銀行に取立てを委託する場合において、受任銀行が手形の所持人に代わって取り立てた手形金を所持人の口座に振り替えるとき、これを受取署名とみなす」と規定している。

註

1 趙新華『手形法入門〔改訂版〕』（吉林人民出版社、1996年）287頁。